

京都市個人情報保護規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 5 号

京都市個人情報保護規則の一部を改正する規則

京都市個人情報保護規則の一部を次のように改正する。

第31条第5号中「番号及び」を「番号又は」に改め、同条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の右に「又は同法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第13号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第39条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局デジタル化戦略推進室)